

# ファミリー・サポート・センターのしくみ

## ●相互援助について

子育ての手助けをしてほしいとき、子育てのお手伝いができるとき、大山町ファミリー・サポート・センターの会員として登録していただきます。この会は、会員同士がお互い助けられたり、助けたりして育児の相互援助活動を行う組織です。入会金、年会費、保険料はいりません。

## ●会員の条件

大山町に居住している方及び大山町内に勤務している方なら年齢・性別の制限なく、どなたでも会員になれます。

◎おねがい会員：18歳未満の子どもの保護者。

◎ひきうけ会員：子どもの好きな人。育児経験のある人。

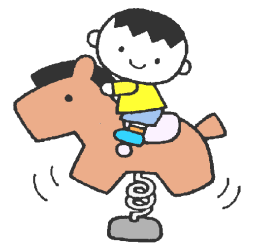
◎両方会員：自分も子育て中だけれども、利用したい人の子どもも見てあげられる人。

## ●手助けできる内容

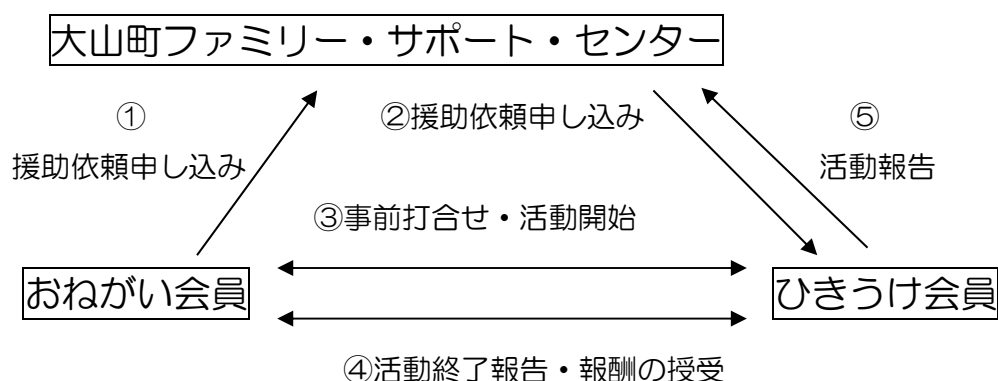
ファミリー・サポート・センターで行う援助は、それが必要な場合に子どもへの対応を目的とするもので、軽易で短期的、補助的なものです。

## ●具体的な援助の内容

- ・ 保育施設の保育開始前や終了後あずかること
- ・ 保育施設等までの送迎をすること
- ・ 学校の放課後、放課後児童クラブ終了後、長期休業にあずかること
- ・ その他必要な援助



## ●活動の流れ

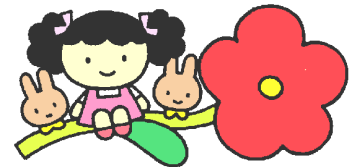


## ●援助が必要になったら

- 1 センターに連絡します。(TEL 0859-54-5205)
- 2 センターはひきうけ会員に連絡します。
- 3 おねがい会員とひきうけ会員は事前打合せを行います。
- 4 ひきうけ会員は、援助活動が終わったら援助活動報告書を書き、おねがい会員に提示します。
- 5 おねがい会員はひきうけ会員に決めた金額を払い、援助活動報告書に確認印を押します。
- 6 ひきうけ会員は、月に1回(毎月3日までに)援助活動報告書をセンターに提出します。
- 7 土日祝日(センター閉所時)については、アドバイザーの携帯電話で対応します。(TEL 090-3635-4332)

## ●援助活動の場所

ひきうけ会員の自宅、  
児童館や地域子育て支援拠点等の施設、  
その他子どもの安全が確保できる場所とし、  
会員間の合意により決定します。宿泊は行いません。



## ●報酬の基準

1. 1時間500円です。(ただし、1時間経過後は30分250円とします。)
2. 援助開始から1時間は1時間単位、その後は30分単位とし、満たない場合は切り上げて計算します。
3. ひきうけ会員にきょうだいを預ける場合は、2人目から半額となります。
4. 送迎の場合は、ひきうけ会員がその援助活動のため家を出たときからの時間となります。
5. 取消料については、次のとおりおねがい会員がひきうけ会員に支払います。
  - 前日までの取消……………無料
  - 当日取消……………支払予定額の半額
  - 無断取消……………支払予定額の全額
6. 食事(ミルク)代・おやつ代等については、おねがい会員が実費を支払います。  
目安として、昼食200円・夕食300円